

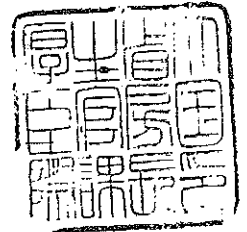
覚 書

外経協技第21号  
国 第173号  
昭和62年3月12日

外務省経済協力局技術協力課長  
大 島 賢



厚生省大臣官房国際課長  
加 藤 栄



外務省、厚生省は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案を国会に提出するに際し、下記の通り確認する。

記

1. 本法案は、厚生省設置法第5条第2号の事務に影響を及ぼすものではないこと。
2. 本法案に規定する「災害」には、戦争・テロ等の武力の使用に起因する事態は含まれないこと。
3. 外務省は、厚生省と協議の上、国際緊急援助隊員の活動に係る健康安全上の基準を早急に定めるよう努めること。  
特に、原子力事故による放射能汚染については、その人体に対する影響の重大性等に鑑み、外務省は、関係省庁の協力を得ながら、できるだけ速やかに科学的な検討を行い、健康安全上の基準を定めるよう努めること。

4. 外務省は、国際緊急援助隊の派遣に際して、当該援助隊について可能な限りの特権、便宜等が確保されるよう、被災国政府との交渉に努めること。
5. 法案第6条における外務大臣による活動の調整は、厚生大臣の人事上の指揮監督権を犯すものではなく、新たな外務大臣の権限を創設するものではないこと。
6. 法案第7条において、JICAが厚生省の所掌事務に係る国際緊急援助活動に必要な業務を行うに当たっては厚生省の意見を十分尊重するよう外務省はJICAを監督すること。